

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和6年7月1日～令和6年9月30日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。
※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	指定業種名
1	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む。)(製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備(最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。))をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。)
2	0116	工芸農作物農業(製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上げ茶の製造を行っているものに限る。)
3	0221	素材生産業
4	0242	素材生産サービス業
5	0521	石炭鉱業(石炭選別業を含む。)
6	0541	花こう岩・同類似岩石採石業
7	0543	安山岩・同類似岩石採石業
8	0544	大理石採石業
9	0545	凝灰岩採石業
10	0546	砂岩採石業
11	0547	粘板岩採石業
12	0548	砂・砂利・玉石採取業
13	0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
14	0551	耐火粘土鉱業
15	0552	ろう石鉱業
16	0553	ドロマイト鉱業
17	0554	長石鉱業
18	0555	けい石鉱業
19	0556	天然けい砂鉱業
20	0557	石灰石鉱業
21	0592	ベントナイト鉱業
22	0599	他に分類されない鉱業
23	0621	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。)
24	0622	造園工事業
25	0641	建築工事業(木造建築工事業を除く。)
26	0651	木造建築工事業
27	0711	大工工事業(型枠大工工事業を除く。)
28	0721	とび工事業
29	0743	タイル工事業
30	0781	床工事業
31	0792	金属製建具工事業
32	0793	木製建具工事業
33	0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く。)
34	0795	防水工事業
35	0821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く。)
36	0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
37	0823	信号装置工事業
38	0831	一般管工事業
39	0832	冷暖房設備工事業
40	0833	給排水・衛生設備工事業
41	0839	その他の管工事業
42	0841	機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く。)
43	0842	昇降設備工事業